

## 情報システム機能構成図(適用)

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
1	適用業務	共通	共通	船舶所有者記録照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶所有者の基本情報(所在地、船舶所有者名、編入・適用年月日等)を照会できること。</li> <li>船舶所有者名称の変更履歴を照会できること。</li> <li>船舶所有者所在地の変更履歴を照会できること。</li> <li>代理人の変更履歴を照会できること。</li> <li>編入年月日、全喪年月日等の変更履歴を照会できること。</li> <li>備考欄の内容を照会できること。</li> <li>送付用船舶所有者所在地の変更履歴を照会できること。</li> <li>船舶所有者住所の変更履歴を照会できること。</li> </ul>	参照
2				被保険者記録照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者について以下の情報を照会できること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>基本記録：被保険者の基本情報(取得理由、住所、給付金支払先個人口座等)</li> <li>資格記録：資格取得、喪失及び月変、算定等の標準報酬月額登録履歴</li> <li>訂正・取消済資格記録：資格取得・喪失及び月変、算定等の訂正・取消履歴</li> <li>証交付・回収記録：被保険者証の交付・回収履歴</li> <li>長寿医療制度(後期高齢者医療制度)加入記録：長寿医療制度加入記録の登録・取消履歴</li> <li>諸変更記録照会：氏名、性別、生年月日の変更履歴</li> <li>備考記録：備考の内容</li> <li>育児記録：育児休業保険料免除の履歴</li> <li>口座振替記録：保険料口座振替の履歴</li> <li>介護保険適用除外記録照会：介護適用除外の開始と終了の履歴</li> <li>高齢受給者証記録：高齢受給者証の交付・回収履歴</li> <li>法第106条該当不該当記録</li> </ul> </li> <li>被扶養者情報について、以下の情報を照会できること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者記録：氏名、生年月日、性別、被保険者との続柄等</li> <li>長寿医療制度加入記録：障害認定の登録・取消履歴</li> <li>介護保険適用除外記録照会：介護適用除外の開始と終了の履歴</li> <li>高齢受給者証記録：高齢受給者証の交付・回収履歴</li> </ul> </li> </ul>	参照

## 情報システム機能構成図(適用)

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
3				氏名索引照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定された氏名(カナ氏名または漢字氏名)に該当する被保険者及び、被扶養者の基本情報を画面に表示できること。照会内容は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>記号(強制)</li> <li>番号(強制)</li> <li>任継番号</li> <li>氏名</li> <li>生年月日</li> <li>性別</li> <li>資格取得年月日</li> <li>資格喪失年月日</li> <li>被扶養者の有無</li> </ul> </li> <li>全支部の被保険者、被扶養者を対象として検索できること。</li> <li>姓のみの検索もできること。</li> <li>疾病任意継続被保険者の場合、強制時代の記号、番号も表示できること。</li> <li>氏名または生年月日に変更のあった被保険者、被扶養者については変更前の氏名、生年月日からの検索ができること。また、訂正区分に氏名等の変更があった旨を表示できること。</li> </ul>	参照
4				備考欄登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶所有者または被保険者に関する備考内容の登録ができること。</li> </ul>	更新
5				疾病任継保険料収納状況照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定された疾病任意継続被保険者について、入力した納付目的年月の保険料収納状況を照会できること。</li> <li>収納状況照会：縦覧照会にて、保険料の主な収納状況の照会ができること。縦覧照会画面にて、番号を指定する事により、縦覧照会している納付目的年月の収納状況について、詳細情報の照会ができること。</li> <li>基本保険料照会：指定の被保険者の資格取得年月や処理年月日時点の保険料額、納付書作成済年月日等の基本情報を照会できること。</li> <li>過誤納記録照会：縦覧照会にて、過誤納の主な収納状況の照会ができること。縦覧照会画面にて、番号を指定する事により、縦覧照会している納付目的年月の収納状況について、詳細情報の照会ができること。</li> </ul>	参照
6				被保険者証記号変換	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本年金機構からインターフェースシステムを經由して基幹業務システムに取込まれた資格記録変分情報に含まれる統一事務所コード及び被保険者証符号・番号を、船員保険の保険者番号及び被保険者証記号・番号の体系(調整中)に合わせてコード変換できること。</li> <li>その他、必要に応じ統一事務所コード及び被保険者証符号・番号と保険者番号及び被保険者証記号・番号の間の相互のコード変換ができること。</li> </ul>	更新
7				入力結果一覧表作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>即時処理にて入力された項目を編集し、入力結果一覧表の作成ができること。</li> <li>各処理にて高齢受給者証の発行が必要な旨のメッセージが表示された場合、入力結果一覧表に表示ができること。</li> </ul>	参照

## 情報システム機能構成図(適用)

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
8		資格取得・変更	被保険者資格取得	被保険者資格取得申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病任意継続被保険者資格取得申請書、疾病任意継続被保険者性別変更(訂正)届に基づき、疾病任意継続被保険者の資格取得登録、訂正、取消ができること。</li> <li>・ 日本年金機構より紙媒体で取得した情報をもとに強制被保険者の資格取得登録ができること。</li> <li>・ 強制被保険者時代の標準報酬月額、住所の引継ぎができること。</li> <li>・ 被保険者証、疾病任意継続被保険者資格取得受理通知書の出力ができること。</li> <li>・ 強制被保険者時代に備考欄記録、長寿医療制度加入記録に有効な(取消以外の)記録が存在する場合、引継ぎができること。</li> <li>・ 被保険者情報登録時及び訂正時、高齢受給者証発行対象に該当する場合、その旨の警告メッセージ出力ができること。</li> <li>・ 資格取得取消時に有効な給付記録が存在した場合、その旨の警告メッセージを出力できること。</li> <li>・ 取消の際、保険料の還付が発生する場合は疾病任意継続被保険者還付・追加徴収通知用資料の出力ができること。</li> </ul>	更新
9			被保険者情報変更	被保険者住所変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病任意継続被保険者住所変更(訂正)届に基づき、疾病任意継続被保険者の住所変更の登録、変更ができること。</li> <li>・ 日本年金機構より紙媒体で取得した情報をもとに強制被保険者の住所変更の登録、変更ができること。</li> </ul>	更新
10				被保険者氏名変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病任意継続被保険者氏名変更(訂正)届に基づき、疾病任意継続被保険者の氏名変更を行うことができること。</li> <li>・ 日本年金機構より紙媒体で取得した情報をもとに強制被保険者の氏名変更を行うことができること。</li> <li>・ 被保険者証の発行ができること。</li> <li>・ 氏名変更の履歴管理ができること。</li> <li>・ 氏名変更時、高齢受給者証発行対象に該当する場合、その旨の警告メッセージ出力ができること。</li> </ul>	更新
11				被保険者生年月日訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病任意継続被保険者生年月日訂正届に基づき、疾病任意継続被保険者の生年月日変更ができること。</li> <li>・ 日本年金機構より紙媒体で取得した情報をもとに強制被保険者の生年月日変更ができること。</li> <li>・ 被保険者証の発行ができること。</li> <li>・ 生年月日変更の履歴管理ができること。</li> <li>・ 生年月日変更時、高齢受給者証発行・回収対象に該当する場合、その旨の警告メッセージ出力ができること。</li> <li>・ 疾病任意継続被保険者の生年月日を訂正した際に、介護保険料の還付、または追加徴収が発生した場合、疾病任意継続被保険者還付・追加徴収通知用資料の出力ができること。</li> </ul>	更新

## 情報システム機能構成図(適用)

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
12		被扶養者認定・検認	被扶養者認定・異動	被扶養者認定・異動登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者異動届に基づき、疾病任意継続被扶養者の認定に関する登録、訂正、取消ができること。</li> <li>日本年金機構より紙媒体で取得した情報をもとに強制被扶養者の認定に関する登録、訂正、取消ができること。</li> <li>被扶養者の認定条件(学生/収入/その他)と認定期限の登録ができること。</li> <li>疾病任意継続被保険者資格取得に伴って被扶養者を登録する場合、強制時代の被扶養者情報および被扶養者の長寿医療制度加入記録を引き継ぎ、初期表示ができること。</li> <li>疾病任意継続被保険者資格取得申請書より本処理に連動した場合、入力項目である船舶所有者記号、被保険者番号、生年月日が引き継がれ、初期表示ができること。</li> <li>被扶養者情報登録時及び訂正時、高齢受給者証発行対象に該当する場合、その旨の警告メッセージ出力ができること。</li> <li>被扶養者認定解除時に有効な給付記録が存在した場合、その旨の警告メッセージを出力できること。疾病任継被扶養者認定通知書の作成ができること。(認定中の被扶養者情報を変更(訂正)した場合、通知書の作成要否を指定できること。)</li> <li>変更/解除、取消の履歴管理ができること。</li> <li>以下の入力項目に変更があった場合、画面からの指定により被保険者証の出力ができること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>氏名、生年月日、性別、続柄の変更があった場合</li> <li>解除の取消を行った場合</li> </ul> </li> <li>被保険者資格喪失後に、遡及の被扶養者の異動(変更)を行う場合、被保険者現存中と同様な登録ができること。</li> </ul>	更新
13			被扶養調書作成送付	被扶養者認定確認資料作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶所有者別被扶養者一覧表(疾病任継被扶養者の一覧を含む)の出力ができること。</li> <li>QRコード付の被扶養者調書を出力できること。</li> <li>委託業者へ外部委託するための被扶養者調書印刷データ送付書の出力ができること。</li> <li>委託業者へ外部委託するための調書対象者印刷用データを作成できること。</li> </ul>	更新

## 情報システム機能構成図(適用)

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
14		高齢受給者該当	高齢受給者該当 ・負担割合変更	高齢受給者該当者抽出	<ul style="list-style-type: none"> <li>画面選択により「新規該当者」「未交付者」「負担率変更者」「未回収者」「年金側変分反映者」の抽出が選択できること。</li> <li>新規該当者：処理起動日時時点で翌月1日に新規に高齢受給者になる被保険者、被扶養者のうち、高齢受給者証を発行していない該当者を抽出できること。</li> <li>未交付者：処理起動日時時点で高齢受給者であるが、証を発行していない被保険者、被扶養者を抽出できること。</li> <li>負担率変更者：処理起動日翌月1日時点までに発行中の高齢受給者証に対して負担割合が変更となる被保険者、被扶養者を抽出できること。</li> <li>未回収者：処理起動日時時点で高齢受給者証が未返納である被保険者、被扶養者を抽出し、高齢受給者証未返納者一覧、返納催告状を作成できること。</li> <li>年金側変分反映者：年金運営主体からの適用情報をもとに、高齢受給者証の発行を必要とする被保険者、被扶養者を抽出できること。</li> <li>抽出された内容を表示し、高齢受給者証の出力、高齢受給者証発行対象者一覧表兼決裁伺、高齢受給者証配布リストおよび高齢受給者証送付書を作成できること。</li> <li>画面より高齢受給者証の出力を選択した場合、被保険者台帳への情報の更新ができること。</li> <li>外部委託業者向けに高齢受給者証データを作成できること。</li> <li>高齢受給者証、高齢受給者証発行対象者一覧表兼決裁伺、高齢受給者証未返納者一覧表、返納催告状、高齢受給者証送付書について、船舶所有者分と疾病任意継続被保険者分とで分けて作成できること。</li> </ul>	更新
15			高齢受給者基準 収入額適用定時 判定	高齢基準収入額適用 定時判定該当者抽出	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象年月時点で、以下の条件全てに該当する被保険者、被扶養者の情報を抽出できること。</li> <li>処理年月日時点で現存中であること。</li> <li>高齢受給者の該当者であること。</li> <li>標準報酬月額が28万円以上であること。</li> <li>船舶所有者番号(自)～船舶所有者番号(至)を入力することで、入力した範囲に所属する被保険者のデータを抽出できること。また、入力を省略することで、全船舶所有者に所属する被保険者のデータを抽出できること。</li> <li>疾病任意継続被保険者のデータを抽出できること。</li> <li>以下の帳票を出力できること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>基準収入額適用定時判定該当者リスト(配布用)</li> <li>基準収入額適用定時判定該当者送付書</li> <li>基準収入額適用定時判定該当者リスト兼決裁伺</li> </ul> </li> </ul>	参照
16			高齢受給者基準 収入額適用申請	高齢受給者基準収入額 適用申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢受給者基準収入額適用申請の審査結果(該当/不該当)について登録、取消ができること。</li> <li>今までに登録(該当/不該当)、及び取消した審査結果を画面に一覧表示できること。</li> </ul>	更新

## 情報システム機能構成図(適用)

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
17		資格喪失	被保険者資格喪失	被保険者資格喪失申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病任意継続被保険者の資格喪失処理、及び取消ができること。</li> <li>・ 日本年金機構より紙媒体で取得した情報をもとに強制被保険者の喪失登録ができること。</li> <li>・ 疾病任意継続被保険者資格喪失申請書に基づき資格喪失処理を実施する場合、被保険者証の回収登録ができること。</li> <li>・ 被扶養者が現存している場合、被扶養者の認定解除も自動的にできること。</li> <li>・ 被保険者または被扶養者が特定疾病療養者の場合、警告メッセージ出力ができること。</li> <li>・ 喪失の際、保険料に還付が発生する場合は、疾病任継続保険料還付・追加徴収通知用資料を出力できること。</li> <li>・ 疾病任意継続被保険者資格喪失通知書及び疾病任意継続被保険者資格喪失証明書が出力できること。</li> <li>・ 資格喪失取消時、資格喪失年月日と同じ日に解除された被扶養者が存在する場合、解除取消ができること。</li> </ul>	更新
18			疾病任意継続被保険者期間満了者喪失	疾病任意継続被保険者法定期間満了者自動喪失	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 画面より入力された基準日時時点で法定期間満了となった疾病任意継続被保険者の内、資格喪失申請未登録者の一覧表(疾病任意継続被保険者法定期間満了者リスト)を作成できること。</li> <li>・ 自動的に資格喪失処理ができること。被扶養者が現存している場合、被扶養者の認定解除も自動的にできること。</li> <li>・ 疾病任意継続被保険者資格喪失通知書及び疾病任意継続被保険者資格喪失証明書の作成ができること。</li> <li>・ 翌月に法定期間満了となる資格喪失予定者の一覧表(疾病任意継続被保険者法定期間満了予定者リスト)が作成できること。</li> </ul>	更新
19			疾病任継続保険料未納者喪失	疾病任継続保険料未納者一覧表作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理月時点で保険料が未納である疾病任意継続被保険者を抽出し、疾病任継続保険料未納資格喪失者一覧表を作成できること。</li> </ul>	参照
20		被保険者証交付・再交付	被保険者証交付	被保険者証一括出力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 画面選択により「年金側変分反映者」、「疾病任意継続被保険者」の抽出が選択できること。</li> <li>・ 「年金側変分反映者」：年金運営主体からの適用情報をもとに、被保険者証の発行を必要とする被保険者、被扶養者を抽出できること。</li> <li>・ 「疾病任意継続被保険者」：疾病任意継続被保険者資格取得申請書、被扶養者認定・異動登録にて、被保険者証出力を指定した被保険者、被扶養者を抽出できること。</li> </ul> <p>抽出された内容を表示し、被保険者証の発行および、被保険者証発行対象者一覧表兼決裁伺、被保険者証配布リスト、被保険者証送付書を作成できること。画面表示された該当者について、被保険者証の出力要否の選択ができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者証の出力および、被保険者台帳への情報の更新ができること。</li> <li>・ システムで保持している適用情報から全ての強制被保険者・被扶養者情報を抽出し、外部委託業者向けに被保険者証データを作成ができること。(紙からカードへの切替時、被保険者証の二年毎の切替時に利用)</li> </ul>	更新

## 情報システム機能構成図(適用)

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
21			被保険者証滅失・き損再交付	被保険者証再交付申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者証の再交付申請に基づき、被保険者証の再交付ができること。同時に旧被保険者証の回収処理および被保険者証送付書の作成ができること。</li> <li>回収された被保険者証の履歴管理ができること。</li> </ul>	更新
22				高齢受給者証再交付・回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者(または被扶養者)の再交付申請に基づき、高齢受給者証の再交付ができること。同時に旧高齢受給者証の回収処理および高齢受給者証送付書の作成ができること。</li> <li>登録されている高齢受給者証の交付年月日、回収年月日、発行年月日の訂正ができること。</li> <li>回収された高齢受給者証の履歴管理ができること。</li> </ul>	更新
23		被保険者証回収	被保険者証回収登録	被保険者証回収年月日登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者証の回収年月日登録ができること。</li> <li>回収された被保険者証の履歴管理ができること。</li> <li>被保険者証の回収区分及び、回収年月日の訂正ができること。</li> </ul>	更新
24			被保険者証未回収分返納催告	被保険者証未返納者一覧表作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>前月末日または処理日当日(処理区分で指定)において、被保険者証が未返納である被保険者を抽出し、被保険者証未返納者一覧表と返納催告状を作成できること。</li> <li>返納催告状を出力した場合、被保険者台帳への情報の更新ができること。</li> <li>疾病任意継続被保険者住所が登録されている場合、住所も一覧表に出力できること。強制被保険者の住所については出力対象外とすること。</li> </ul>	更新

## 情報システム機能構成図(徴収)

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
1	徴収業務	共通	共通	入力結果一覧表作成	・即時処理にて入力された項目を編集し、入力結果一覧表の作成ができること。	参照
2		保険料調査決定	保険料調査決定 (定時)	疾病任意継続保険料調定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現存の全疾病任意継続被保険者について、調定額を算出できること。</li> <li>・通常、事前調定をたてる場合に本処理を起動する。</li> <li>・入力項目「調定日」により、対象月の調定日の設定ができること。</li> <li>・過誤納保険料収納時、及び修正の過誤納について、充当を選択されている場合は、当月の調定額に充当ができること。</li> <li>・現存で過誤納発生年月より6ヶ月を経過してもなお充当完了(充当残額=0)にならない被保険者については、疾病任意継続被保険者充当不能一覧表の出力ができること。</li> <li>・出力帳票の疾病任意継続保険料調定同には、調定成立者の調定保険料の合計の出力ができること。</li> <li>・出力帳票の疾病任意継続保険料調定内訳表には、調定成立者の一覧の出力ができること。</li> </ul>	更新
3				疾病任意継続被保険者 過誤納記録補正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病任意継続被保険者について充当が発生している場合、充当未済額の整理ができること。前月分の過誤納から翌月充当が発生した後、その疾病任意継続被保険者が資格喪失した場合等に使用できること。</li> <li>・充当/還付区分の変更、充当開始年月の変更、残保険料の修正ができること。</li> <li>・疾病任意継続保険料過誤納額調定・収納登録にて登録された充当/還付区分を変更する時、充当還付区分の内容により、疾病任意継続保険料等還付通知書・疾病任意継続保険料等還付請求書、疾病任意継続保険料等充当通知書の出力ができること。</li> </ul>	更新
4		収納通知	前納期間登録	疾病任意継続被保険者 前納期間登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現存の疾病任意継続被保険者について、前納保険料納付書を作成するためにあらかじめ前納期間(6ヶ月・12ヶ月・前納対象外)の登録及び変更ができること。</li> <li>・納付方法の変更を行った疾病任意継続被保険者について、疾病任意継続保険料通知書の作成ができること。</li> <li>・全ての疾病任意継続被保険者の前納期間を前納対象外に設定ができること。</li> </ul>	更新



## 情報システム機能構成図(徴収)

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
5			納付書等送付	疾病任継保険料納付書作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括処理により全疾病任意継続被保険者に納付書が作成されたあと、紛失等により再作成する場合または取得月の疾病任意継続被保険者の納付書を作成する場合、疾病任継保険料納付書の出力ができること。</li> <li>被保険者単位で最大、月納分12枚+前納分3枚の作成が一度にできること。</li> <li>収納代行業者へ送信するための納付情報データを作成できること。</li> </ul>	更新
6				疾病任継保険料納付書一括作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>現存の全疾病任意継続被保険者について入力した納付目的年月分の納付書を一括して疾病任継保険料納付書の出力ができること。また、作成対象となった被保険者は疾病任意継続被保険者納付書作成一覧表、未作成者は、疾病任意継続被保険者納付書未作成一覧表の出力ができること。過誤納保険料収納時に充当を選択した場合、その過誤納分を納付額へ反映ができること。</li> <li>以下に該当する被保険者については納付書は作成することができない。未作成の被保険者は、疾病任意継続被保険者納付書未作成一覧表に出力できること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>充当にて0円調定となった被保険者</li> <li>当該納付目的年月に疾病任意継続資格取得されている被保険者</li> <li>当該納付目的年月分が既に収納/前納されている被保険者</li> </ul> </li> <li>以下に該当する事由により、過誤納保険料の充当できない被保険者は疾病任意継続被保険者資格喪失/取得取消者還付金一覧表の出力ができること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>疾病任意継続資格喪失時に充当完了(充当残額=0)となっていない被保険者</li> <li>喪失年月以降に収納が存在する被保険者</li> <li>取得取消者で収納が存在する被保険者</li> </ul> </li> <li>収納代行業者へ送信するための納付情報データを作成できること。</li> </ul>	更新
7				疾病任継前納保険料納付書一括作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>疾病任継被保険者前納期間登録により前納期間に登録された疾病任意継続被保険者を対象に前納分の疾病任継保険料納付書の一括作成ができること。</li> <li>前納期間内に喪失予定年月がある場合は、その前月までの疾病任意継続被保険者前納納付書の作成ができること。</li> <li>出力用紙は、通常の納付書用紙を使用し「前納」の文字及び前納期間の表示ができること。</li> <li>収納代行業者へ送信するための納付情報データを作成できること。</li> </ul>	更新
8				M P N 納付情報登録依頼ファイル送信	<ul style="list-style-type: none"> <li>M P N 納付情報登録依頼ファイルの送信ができること。</li> </ul>	参照
9				M P N 納付情報登録結果ファイル取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>M P N 納付情報登録結果ファイルの取得ができること。</li> </ul>	参照

## 情報システム機能構成図(徴収)

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
10		保険料収納	窓口受理分	疾病任継保険料収納登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病任意継続被保険者について、保険料の収納の登録ができること。複数回に分けて収納を行う分納ができること。</li> <li>・窓口収納の場合は、疾病任継保険料領収証書の作成ができること。</li> </ul>	更新
11				疾病任継前納保険料調定・収納登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病任意継続被保険者について、前納保険料の収納の登録ができること。前納金額は、入力された前納期間をもとに自動的に算出できること。</li> <li>・入力項目「調定種別」により、割引あり/割引なしのいずれかを選択できること。</li> <li>・入力項目「統計年度」により、翌年度の繰越分収納・過年度収納の反映年度を選択できること。</li> <li>・窓口収納の場合は、疾病任継保険料領収証書の作成ができること。</li> </ul>	更新
12			納付書分	M P N 仮消込結果ファイル取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・M P N 仮消込結果ファイルの取得ができること。</li> </ul>	参照
13				入金データ収納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付受託機関から返却された入金明細データと疾病任意継続台帳記録を基に、保険料の一括収納の登録を行い、入金明細データ収納結果一覧表(正常分)の出力ができること。月納分前納分いずれの収納もできること。</li> <li>・金融機関納付後に、喪失済、取得取消済、収納済(一部収納済含む)、金額不一致、事前に調査決定がなされていない等により正しく取り込みができなかったものについては入金明細データ収納結果一覧表(事故分)の出力ができること。</li> <li>・収納処理が終了した場合は、当該入金明細データは画面上の選択リストに表示されないことの確認ができること。</li> </ul>	更新
14			調定収納額決裁	保険料日計表作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定した対象年月日に処理された保険料を集計し、疾病任継保険料収納状況等日計表、疾病任継保険料銀行扱銀行別内訳として出力ができること。また、全体集計並びに登録実施担当者別に処理結果を疾病任意継続被保険者調定結果一覧表及び疾病任意継続被保険者収納結果一覧表の出力ができること。</li> <li>・収納額及び還付額の集計ができること。指定した対象年月日分の収納額、還付額の金額、件数を疾病任継保険料収納状況等日計表に出力できること。また一度調定収納後に全額取り消された場合であってもその旨出力ができること。</li> </ul>	更新
15				経理連動確定登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部側での集計処理に先立ち、入金予定データ、収納済みデータ、還付予定データが確定したことをそれぞれ登録ができること。</li> </ul>	更新
16		入金予定データ作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入力した基準年月に対応する定例調定保険料を集計し、入金予定データ(徴収分)の作成ができること。また、画面上に確定状況の表示ができること。</li> <li>・経理連動確定登録が実行され、入金予定額が確定している場合については、件数及び金額を画面に表示できること。また、未確定の場合はエラー表示できること。</li> </ul>	更新		

## 情報システム機能構成図(徴収)

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
17				収納済データ作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>入力した基準年月日に対応する収納保険料を集計し、収納済データの作成ができること。また、画面上に確定状況の表示ができること。</li> <li>経理連動確定登録処理により、収納済額が確定されていて、かつ確定処理実施後、本処理にてデータ作成を行っていない日付が入金年月日の選択リストに表示できること。</li> <li>本画面起動時点で経理連動確定登録処理が実行されておらず確定されていない場合は「未確定」、対象データがない場合は「対象データなし」と表示できること。</li> <li>また、確定されている場合については、件数及び金額を画面に表示できること。</li> <li>経理側に受け渡すデータは、指定入金年月日の全てのデータと確定/未確定の区分情報とする。</li> <li>また、同一指定年月日に対して、再度本処理を行った場合も、全てのデータと確定/未確定の区分情報の作成ができること。</li> </ul>	更新
18				振込依頼データ作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>入力した基準年月日に対応する全支部分の振込依頼データの作成ができること。また、画面上に確定状況を表示できること。</li> <li>経理連動確定登録処理により、振込依頼額が確定されていて、かつ確定処理実施後、本処理にてデータ作成を行っていない日付が振込年月日の選択リストに表示できること。</li> <li>本画面起動時点で経理連動確定登録処理が実行されておらず確定されていない場合は「未確定」、対象データがない場合は「対象データなし」と表示できること。</li> <li>また、確定されている場合については、件数及び金額を画面に表示できること。</li> <li>経理側に受け渡すデータは、指定振込年月日の全てのデータと確定/未確定の区分情報とする。</li> <li>また、同一指定年月日に対して、再度本処理を行った場合も、全てのデータと確定/未確定の区分情報の作成ができること。</li> </ul>	更新
19		還付・充当	還付・充当通知	疾病任継保険料決定済額修正/取消	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に調定済の保険料額に対して、随時増/随時減による保険料決定済額の修正及び取消ができること。遡及で月額訂正があった場合、喪失月に保険料が納められた場合について、調定額の調整に使用できること。</li> <li>入力項目「調定種別」により、定例調定、随時調定で調定額の修正を行うかまたは、過誤納調定で誤納の調定取消を行うかを選択できること。</li> <li>入力項目「修正区分」により、保険料決定済額を減額修正するか増額修正するか調定取消を行うかを選択できること。</li> <li>随時増時の追徴分の納付書の作成は「疾病任継保険料納付書作成」にて行うことができること。</li> <li>既に収納済の保険料に対して随時減または、調定取消を行った場合、疾病任継保険料等誤納額リスト兼決裁何の作成ができること。また、入力項目「修正年月日」は、過誤納決定を行った日付として管理できること。</li> <li>随時減又は調定取消により発生した過誤納について、入力項目「充当/還付区分」で充当するか還付するかを選択できること。</li> <li>入力項目「統計区分」により、収入戻出/支出のいづれかを選択できること。</li> <li>充当還付の選択により、疾病任継保険料等還付通知書・疾病任継保険料等還付請求書・疾病任継保険料等充当通知書の出力ができること。</li> </ul>	更新

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
20				疾病任継保険料過誤納額調定・収納登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病任意継続被保険者について、二重入金や喪失後過誤納保険料又は管轄外住所変更後に収納した過誤納保険料の登録ができること。</li> <li>・入力項目「充当/還付区分」により、充当、還付及び住変手当の選択できること。</li> <li>・充当還付の選択により、疾病任継保険料等還付通知書・疾病任継保険料等還付請求書、疾病任継保険料等充当通知書の出力ができること。</li> <li>・疾病任継保険料等誤納額リスト兼決裁伺の作成ができること。</li> </ul>	更新
21			還付書類受理	疾病任継保険料過誤納額還付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二重入金または、喪失等により発生した過誤納を還付する場合に、還付受付登録にて登録された受付情報に対する還付受付の登録及び取消ができること。</li> <li>・受付登録内容が正常である場合、還付の決定ができること。</li> <li>・受付番号を指定することにより還付決定の取消ができること。</li> <li>・入力項目「統計区分」により、収入戻出/支出のいずれかを選択できること。</li> <li>・還付受付登録により発行された受付番号を入力することにより、自動的に初期表示された被保険者番号、納付目的年月、還付保険料、還付先口座等の内容については、変更入力ができないこと。</li> <li>・正常に登録又は取消を行った場合は、受付情報の更新ができること。</li> </ul>	更新

## 情報システム機能構成図(給付)

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
1	給付業務	給付審査・決定	給付要件・審査決定	給付請求書登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付処理を経ていない各種給付について給付項目・支給額・支払方法・金融機関情報等の給付情報を登録・取消・訂正できること。</li> <li>・訂正となった場合、以下の情報を作成できること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)訂正支給決定決議書(支給決定前)</li> <li>(b)更正支給決定決議書(支給決定後)</li> </ul> </li> <li>・支給決定済の給付記録の場合、取消実行時、警告メッセージを表示できること</li> </ul>	更新
2				支給決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金給付、柔整請求書、出産費・高額医療費資金貸付等の支給情報をもとに支払情報を編集・確定できること。</li> <li>・更正した現金給付記録(傷病手当金、柔整請求書等)に対しては、追加/返納一覧表を作成できること。</li> <li>・支払対象の出産育児一時金、高額療養費に対して貸付記録が存在する場合、以下の対処ができること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)振込額を自動算出し、支給決定通知書には支給額、貸付金額、振込額の内訳等が出力できること。</li> <li>(b)支給額により、貸付金の返済が完了した場合、返済完了通知書を出力できること。</li> <li>(c)貸付金が支給額を上回っている場合、対象の記録の情報を貸付返済不足金発生対象者一覧(不足分)へ出力できること。</li> </ul> </li> <li>・支払対象の出産一時金に対して医療機関からの事前申請が存在する場合、以下の対処ができること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)出産育児一時金の支給額を全額医療機関へ支払う場合、医療機関宛の支給決定通知書を出力できること。</li> <li>(b)被保険者への差額支給が発生する(出産育児一時金の支給額が、医療機関の請求書を上回っている)場合、医療機関宛の支給決定通知書と、被保険者宛の支給決定通知書を出力できること。</li> </ul> </li> </ul>	更新
3			審査結果通知	振込依頼データ作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払が決定した場合、給付金額の振込依頼データ配信用情報を作成できること。</li> </ul>	更新
4				債権収納済データ作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付金に対して、現金給付による清算が合った場合、その清算額につき収納済データを作成できること。</li> </ul>	更新
5				処理件数一覧表作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理件数表(日報)を出力できること。</li> </ul>	参照

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
6		貸付	貸付審査決定	貸付登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産費及び高額療養費の貸付決定内容にもとづいて、資金貸付記録を登録・訂正・取消できること。</li> <li>・ 入力した貸付申込書が受付未登録の場合、資金貸付記録の登録ができないこと。</li> <li>・ 出産費貸付金額が以下の条件であるかチェックができること。 0円 &lt; 貸付金額(累計) &lt; (出産育児一時金法定支給額 × 予定分娩児数)</li> <li>・ 貸付累計金額が自動計算し、出力できること。</li> <li>・ 出産育児一時金の場合、出産育児一時金(事前申請)との重複エラーをチェックし、エラーの場合は登録できないこと。</li> <li>・ 支給決定済の貸付記録の訂正はできないこと。</li> <li>・ 支給決定済の貸付記録の取消はできないこと。</li> </ul>	更新
7			審査結果通知	債権入金予定データ作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付金額の入金予定データ配信用情報を作成できること。</li> </ul>	更新
8		不足金管理	不足金請求登録 / 請求書類送付	債権調定登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付金収納に関する債権(調定)情報について、貸付返済不足金発生対象者(不足分/不支給分)をもとにして債権(調定)情報の登録ができること。</li> <li>・ 返納金に関する債権(調定)情報について、債権発生対象者もとにして債権(調定)情報の登録ができること。</li> </ul>	更新
9				債権確定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録された債権(調定)情報について、貸付返済不足金発生対象者(不足分/不支給分)と入力結果一覧をもとに決裁ができること。</li> <li>・ 登録された債権(調定)情報について、債権発生対象者と入力結果一覧をもとに決裁ができること。</li> </ul>	更新
10				納付書発行情報入力作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納付書発行、納付書発行情報入力結果をもとに以下の通知書を作成できること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納付書</li> <li>・ 高額医療費貸付金返済請求通知書</li> <li>・ 出産費貸付金返済請求通知書</li> <li>・ 診療費明細一覧表(求償)</li> <li>・ お知らせ</li> </ul> </li> </ul>	更新
11			入金情報受取	債権入金消込データ取込	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事跡結果の入力・確認ができること。</li> </ul>	更新
12				債権収納登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入金消込データ取込にて作成された入金情報を画面上に表示、内容の訂正・取消ができること。</li> <li>・ エラーリストに出力されて入金情報が特定できるもの及び窓口収納分については、入金記録の登録を一単位に手入力ができること。</li> </ul>	更新

## 情報システム機能構成図(給付)

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
13		負担額減額認定	負担額減額申請 受理	食事療養標準負担額 減額申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記各申請書( 1)に基づいて、減額認定記録を登録・訂正・修正できること。</li> <li>( 1)登録対象となる申請書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事療養標準負担額減額申請書</li> <li>・ 限度額適用・標準負担額減額認定申請書(70歳以上の場合)</li> </ul> </li> <li>・ 減額認定証の再交付ができること。</li> <li>・ 減額認定記録の回収情報を登録できること。</li> </ul>	更新
14				特定疾病療養受療証交 付申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定疾病療養受領証交付申請書に基づいて、特定疾病記録を登録・訂正・取消できること。</li> <li>・ 特定療養受療証の再交付ができること。</li> <li>・ 回収年月日を登録することで、特定疾病を終了できること。</li> </ul>	更新

## 情報システム機能構成図(レセプト)

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
1	レセプト業務	レセプト受取・登録	レセプト受取・登録	レセプトデータ取込	<ul style="list-style-type: none"> <li>取込対象ファイルを表示できること。</li> <li>取込対象ファイルのデータが既にデータベースに取込まれているかどうか存在チェックができること。</li> <li>レコードの件数、各レコードの項目数、データ仕様との整合性についてチェックできること。</li> <li>旧被保険者証記号・番号体系のものを、新被保険者証番号・番号体系に読み替えができること。</li> <li>シーケンス番号の付与基準に基づいて、レセプト情報にシーケンス番号の付与ができること。</li> <li>処理済レセプト情報一覧の表示ができること。また、取込対象ファイルが0件の場合は、一覧に何も表示しないこと。</li> <li>処理済レセプト情報一覧表示からデータ取込エラーとなったものを選択し、エラー出力ボタンを押下することにより、エラーリストをCSV形式で出力できること。</li> </ul>	更新
2				被保険者証記号変換	<ul style="list-style-type: none"> <li>レセプトデータ取込時に、文字型の記号については船員保険の記号(数字)に変換できること。</li> <li>レセプトデータ取込時に文字型の記号で記載されたレセプトについては、外部機関に対する出力する時に、数字型の記号から文字型の記号に変換できること。</li> </ul>	参照
3		レセプト点検	資格点検	レセプト審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録されたレセプトに対して資格審査等を行い、レセプト審査一覧表の作成ができること。</li> <li>指定した請求月についてレセプトの審査ができること。</li> <li>指定された出力形式にレセプト審査一覧表を作成できること。</li> <li>船舶所有者毎出力の指定により、船舶所有者毎に分割したレセプト審査一覧表の作成ができること。</li> <li>レセプトに対して以下の資格審査チェックができること。チェックに該当した場合は、エラー符号を記録した資格点検エラーデータの作成ができること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>記号・番号存在チェック</li> <li>受診者の特定チェック</li> <li>被保険者/被扶養者/下船後三月該当者のチェック(資格期間チェック)</li> <li>重複請求チェック</li> <li>請求の時効チェック</li> <li>給付制限チェック</li> </ul> </li> <li>医療費の自動計算ができること。システムにて自動計算ができないレセプトを、レセプト審査一覧表に出力できること。</li> </ul>	更新
4				レセプト負担額補正	<ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト審査処理にて、医療費項目のエラー(自己負担額の間違え)として抽出されたレセプトの医療費補正ができること。</li> <li>レセプトの請求年月、シーケンスを指定して、該当レセプトの医療負担額、食事負担額の補正ができること。</li> <li>補正対象となるレセプトに高額療養費が支払われている場合、該当レセプトの金額に関する内容の補正ができないこと。</li> <li>入力されたレセプト情報を基に、レセプト基本表示へ連動し、該当のレセプトの表示および印刷ができること。</li> </ul>	更新
5				点検結果入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検結果データを登録できること。</li> <li>点検の完了を確定できること。</li> </ul>	更新



## 情報システム機能構成図(レセプト)

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
6		過払い調整	再審査請求	再審査請求取消	・再審査対象として自動抽出されたレセプトについて、手動で再審査請求の対象外にできること。	更新
7				再審査請求確定	・再審査対象として自動抽出されたレセプトについて、再審査対象として確定できること。 ・レセプト原本を作成すること。	参照
8				再審査請求書出力	・再審査請求書を出力できること。	参照
9				再審査請求FD作成	・再審査請求FD、再審査結果FDを作成できること。	更新
10				再審査請求結果FD取込	・再審査結果FDの取込ができること。 ・再審査整理番号不突合一覧を出力できること。	更新
11				再審査結果データ更新	・再審査結果データの更新ができること。	更新
12		医療費通知	医療費通知	医療費通知書作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療内容(レセプト、柔整請求書)をもとに、医療費通知書を作成できること。</li> <li>・作成対象の診療の対象年月(請求年月)を指定することにより、指定した期間の診療内容を医療費通知書に出力できること。</li> <li>・作成対象の船舶所有者記号を指定することにより、指定した船舶所有者記号の範囲の診療内容を医療費通知書に出力できること。</li> <li>・被保険者番号を指定する事により、指定した被保険者番号の範囲の診療内容を医療費通知書に出力できること。</li> <li>・「世帯・個人」単位を選択することにより世帯単位、個人単位に医療費通知書を出力できること。</li> <li>・医療費通知書作成除外登録にて登録した情報を医療費通知書に出力できないこと。</li> <li>・船舶所有者別の枚数一覧表を作成できること。</li> <li>・船舶所有者毎に医療費通知書を作成した件数や出力開始頁数を船舶所有者別医療費通知書枚数一覧表、処理結果リスト兼決裁伺(医療費通知決済用)の出力ができること。</li> <li>・被保険者番号まで範囲指定した場合、船舶所有者別医療費通知書枚数一覧表は作成できないこと。</li> <li>・医療費通知書を送付するための宛名シールを作成できること。</li> <li>・支払基金査定での請求と決定が指定した額以上ある場合、医療費通知書(減額情報)に出力できること。</li> <li>・再審査請求で減額情報がある場合、医療費通知書(減額情報)に出力できること。</li> <li>・出力方法で外部一括発注を選択した場合、作成する帳票については媒体に出力することで外部一括発注ができること。</li> <li>・医療費通知を行った時点の情報が保持できること。</li> </ul>	更新
13				医療費通知書作成除外登録	・医療機関情報を特定し当該医療機関情報に関して、医療費通知に印字できないよう設定できること。	更新

## 情報システム機能構成図(職務上年金)

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
1	年金業務	裁定・決定	裁定結果データ取得	被保険者記録照会	・適用の機能構成図を参照。	参照
2			裁定結果データ登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準局より送付される裁定結果データを取込むことができること。取込むデータの仕様は以下の通り。</li> <li>(1)媒体 : DVD</li> <li>(2)データ形式 : CSV形式</li> <li>・取込対象ファイルを表示できること。</li> <li>・取込対象ファイルのデータが既にデータベースに取込まれているかどうか存在チェックができること。</li> <li>・取込対象ファイルを表示できること。</li> <li>・取込対象ファイルのデータが既にデータベースに取込まれているかどうか存在チェックができること。</li> <li>・レコードの件数、各レコードの項目数、データ仕様との整合性についてチェックできること。</li> <li>・シーケンス番号の付与基準に基づいて、裁定結果情報にシーケンス番号の付与ができること。</li> <li>・処理済データ一覧の表示ができること。また、取込対象ファイルが0件の場合は、一覧に何も表示しないこと。</li> <li>・処理済データ一覧表示からデータ取込エラーとなったものを選択し、エラー出力ボタンを押下することにより、エラーリストをCSV形式で出力できること。</li> </ul>	更新	
3			裁定請求書受取・登録変更処理	裁定結果入力	・裁定結果、裁定請求書等に基づいて受給権者情報を登録・訂正・取消ができること。	更新
4			支給決定	請求書登録	・障害年金計算、遺族年金計算、遺族一時金、休業手当金以外に、給付が必要となる項目について給付項目・支払額・支払予定日等を年金給付情報に入力できること。	更新
5				裁定結果一覧表作成	・受給権者情報を基に裁定結果(祭裁定結果も含む)を一覧で出力できること。	参照
6				支給決定決議書作成処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給権者情報のうち新規裁定情報を基に以下の帳票等を作成・出力できること。</li> <li>・総括表</li> <li>・支給決定決議書</li> </ul>	更新

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
7			支給額計算	障害年金計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給権者情報を基に、(1)障害年金、(2)第一種特別支給金、(3)第二種特別支給金につき支給額を計算し結果を登録できること。計算方法は以下の通り。 【旧法(S61.4~H21.12)】 (1)障害年金 最終標準報酬月額×障害の等級に応じて定める月数 (2)第一種特別支給金 等級により一律 (3)第二種特別支給金 最終標準報酬月額×(等級に応じて)10.4月~4.4月×8%  【新法(H22.1~)】 (1)障害年金 標準報酬日額&gt;給付基礎日額(最高限度額)の場合 (標準報酬日額-給付基礎日額(最高限度額))×障害の等級に応じて定める日数 標準報酬日額&lt;給付基礎日額(最高限度額、最低限度額)の場合 支給しない (2)第一種特別支給金 なし (3)第二種特別支給金 なし</li> <li>同一支給事由の職務上障害年金と障害厚生年金が併給される場合、以下の支給停止額が計算できること。 【旧法(S61.4~H21.12)】 支給停止額=障害年金×0.28(なお、障害厚生年金よりも計算額が大きいとき、支給停止額は障害厚生年金と同額となる。)  【新法(H22.1~)】 障害年金の額×支給停止率を支給停止</li> </ul>	更新

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
8				遺族年金計算	<p>・受給権者情報を基に、(1)遺族年金、(2)第一種特別支給金、(3)第二種特別支給金につき支給額または加給金を計算し結果を登録できること。計算方法は以下の通り。</p> <p>【旧法(S61.4～H21.12)】</p> <p>(1)遺族年金 最終標準報酬月額×5.5ヶ月分+加給金 なお、支給額の加給金の計算方法は以下の通り。 遺族に当たる子の数により加算する。 最終標準報酬月額×1.2(1人) 最終標準報酬月額×1.9(2人) 最終標準報酬月額×2.7(3人以上)</p> <p>(2)第一種特別支給金 一律300万円</p> <p>(3)第二種特別支給金 最終標準報酬月額×(5.5月～8.2月)×8%</p> <p>【新法(H22.1～)】</p> <p>(1)遺族年金 標準報酬月額 &gt; 給付基礎月額(最高限度額)の場合 (標準報酬月額 - 給付基礎月額(最高限度額)) × 遺族の数に応じて定める日数 標準報酬月額 ≤ 給付基礎月額(最高限度額、最低限度額)の場合 支給しない</p> <p>(2)第一種特別支給金 なし</p> <p>(3)第二種特別支給金 なし</p>	更新

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
				遺族年金計算 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寡婦加算する場合、登録内容をもとに支給額を計算し結果を登録できること。計算方法は以下の通り。 【旧法(S61.4~H21.12)】 最終標準報酬月額×0.3月</li> <li>・同一支給事由の遺族年金と遺族厚生年金が併給される場合、以下の支給停止額が計算できること。 【旧法(S61.4~H21.12)】 支給停止額=遺族年金×0.11(なお、遺族厚生年金よりも計算額が大きいとき、支給停止額は遺族厚生年金と同額となる。)</li> <li>・【新法(H22.1~)】 加算給付基礎日額×22日</li> <li>・【新法(H22.1~)】 遺族年金の額×支給停止率を支給停止</li> </ul>	更新
9				障害手当金計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給権者情報を基に、(1)障害手当金、(2)第一種特別支給金、(3)第二種特別支給金につき支給額を計算し結果を登録できること。計算方法は以下の通り。 【旧法(S61.4~H21.12)】 (1)障害手当金 標準報酬月額×障害の等級に応じて定める月数 (2)第一種特別支給金 等級により一律 (3)第二種特別支給金 最終標準報酬月額×(等級に応じて)20月~2月×8%</li> <li>・【新法(H22.1~)】 (1)障害手当金 標準報酬月額×障害の等級に応じて定める月数 (2)第一種特別支給金 なし (3)第二種特別支給金 なし</li> </ul>	更新

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
10				遺族一時金計算	<p>・登録内容をもとに、(1)遺族一時金、(2)第一種特別支給金、(2)第二種特別支給金につき支給額を計算し結果を登録できること。計算方法は以下の通り。</p> <p>【旧法(S61.4～H21.12)】</p> <p>(1)遺族一時金 最終標準報酬月額×36月</p> <p>(2)第一種特別支給金 一律300万円</p> <p>(3)第二種特別支給金 最終標準報酬月額×36月×8%</p> <p>【新法(H22.1～)】</p> <p>(1)遺族一時金 最終標準報酬月額×2.7月</p> <p>(2)第一種特別支給金 なし</p> <p>(3)第二種特別支給金 なし</p>	更新
11				休業手当金計算	<p>・受給権者情報を基に、(1)休業手当金、(2)休業手当特別金の支給額を計算し結果を登録できること。計算方法は以下の通り。</p> <p>【旧法(S61.4～H21.12)】</p> <p>(1)傷病手当金(職務上)</p> <p>1～4月目：1日につき標準報酬日額の100%</p> <p>5月目以降：1日につき標準報酬日額の60%</p> <p>(2)傷病手当特別支給金 5月目から休業手当金の1/3</p> <p>【新法(H22.1～)】</p> <p>(1)休業手当金</p> <p>1～3日目：1日につき標準報酬日額の100%</p> <p>4日目～4月目：1日につき標準報酬日額の40%(休業特別支給金が支給された場合は20%)</p> <p>5月目以降：支給なし</p> <p>1年6月目以降：年齢階層別限度額適用</p> <p>標準報酬日額×60%&gt;給付基礎日額(最高限度額)の場合 標準報酬日額×60%-給付基礎日額(最高限度額)=支給額</p> <p>標準報酬日額×60% 給付基礎日額(最高限度額、最低限度額)の場合 支給しない</p> <p>(2)休業手当特別支給金 なし</p>	更新

## 情報システム機能構成図(職務上年金)

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
12			年金証書発行	年金証書等出力	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給権者情報のうち新規裁定情報を基に以下の帳票等を作成・出力できること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>年金証書</li> <li>振込通知書</li> <li>裁定通知書</li> <li>送金通知書</li> </ul> </li> </ul>	更新
13			再裁定	再裁定結果入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>再裁定結果情報を登録・訂正・取消ができること。</li> <li>過去の裁定結果を基に再裁定結果を登録できること。</li> <li>未払・過払い等調整する必要がある調整額を登録できること。</li> </ul>	更新
14			裁定原簿取消	裁定原簿取消	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁定原簿を取り消しできること。</li> <li>裁定原簿を取り消した際に、これまでの支給情報一覧・警告リストを出力できること。</li> <li>裁定日に遡及して支給額(返納を求める金額)を計算できること。</li> <li>事由が入力できること。</li> </ul>	更新
15			証書類再発行	証書等再発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給権者情報のうち新規裁定情報を基に以下の帳票等を作成・出力できること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>年金証書</li> <li>振込通知書</li> <li>改定通知書</li> <li>支払額変更通知書</li> </ul> </li> <li>年金証書再発行記録を受給権者情報に登録できること。</li> </ul>	更新
		諸変更	変更処理	変更情報入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の情報を更新できること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎年金番号</li> <li>支払機関情報</li> <li>住所情報</li> <li>氏名情報</li> <li>事業所整理番号</li> <li>配偶者基礎年金番号</li> <li>配偶者情報</li> <li>住民票コード</li> </ul> </li> <li>以下情報を追加できること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者基礎年金番号追加</li> <li>住民票コード追加</li> </ul> </li> </ul>	更新

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
				変更情報入力 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の設定及び解除ができること。また、それに伴った必要な処理ができること。</li> <li>・支給額変更(変更処理により自動変更できない場合など自由に支給額を変更するための機能) <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の支給額を変更できること。</li> <li>・変更開始日を入力できること。</li> <li>・事由を入力できること。</li> </ul> </li> <li>・障害等級変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害等級の変更ができること。</li> <li>・変更開始日を入力できること。</li> <li>・変更開始日に遡及して以下の対応ができること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の支給額が現在の支給額より高い場合は、変更開始日に遡及して追加支給額を計算できること。</li> <li>・変更後の支給額が現在の支給額より低い場合は、変更開始日に遡及して返納額を計算できること。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・支払保留 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払保留開始日と終了日を入力することができること。</li> <li>・保留開始日に遡及して支給額を合計でき、指定した日に合計額を支給できること。</li> <li>・事由が入力できること。</li> </ul> </li> <li>・支払差止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払差止開始日と終了日を入力することができること。</li> <li>・差止開始日に遡及して支給額を合計でき、指定した日に合計額を支給できること。</li> <li>・事由が入力できること。</li> </ul> </li> <li>・支給停止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給停止開始日と終了日を入力することができること。</li> <li>・停止開始日に遡及して支給額を合計でき、指定した日に合計額を支給できること。</li> <li>・事由が入力できること。</li> </ul> </li> </ul>	更新



項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
16				変更情報入力 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金スライド設定               <ul style="list-style-type: none"> <li>・スライド率を入力できること。</li> <li>・スライド率を基にして以下の計算ができること。 給付基礎日額×スライド率(A)</li> <li>・年齢階層別の最低限度額及び最高限度額を登録できること。</li> <li>・(A)で計算された結果が登録された最低限度額及び最高限度額の範囲に収まっているか判断できること。</li> </ul> </li> <li>・併給調整               <ul style="list-style-type: none"> <li>【障害年金】</li> <li>・同一支給事由の職務上障害年金と障害厚生年金が併給される場合、以下の支給停止額が計算できること。 支給停止額 = 障害年金 × 0.28 (なお、障害厚生年金よりも計算額が大きいとき、支給停止額は障害厚生年金と同額となる。)</li> <li>・併給開始日と終了日を入力できること。</li> <li>・併給開始日に遡及して受給権者に求める返納額を計算できること。</li> <li>・手作業での併給調整を選択した場合、併給調整金額を入力できること。</li> <li>【遺族年金】</li> <li>・同一支給事由の遺族年金と遺族厚生年金が併給される場合、以下の支給停止額が計算できること。 支給停止額 = 遺族年金 × 0.11 (なお、遺族厚生年金よりも計算額が大きいとき、支給停止額は遺族厚生年金と同額となる。)</li> <li>・併給開始日に遡及して受給権者に求める返納額を計算できること。</li> <li>・手作業での併給調整を選択した場合、併給調整金額を入力できること。</li> </ul> </li> </ul>	更新

## 情報システム機能構成図(職務上年金)

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
				変更情報入力 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・失権               <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の新しい受給権者についての情報を入力することができること。</li> <li>-失権年月日</li> <li>-氏名</li> <li>-住所</li> <li>-郵便番号</li> </ul> </li> <li>・失権日に遡及して支給額を合計でき、指定した日に合計額を支給できること。</li> <li>・事由が入力できること。</li> <li>・過払調整率変更               <ul style="list-style-type: none"> <li>・過払調整率を入力できること。</li> <li>・調整率を1～99まで設定できること。</li> </ul> </li> <li>・未支給支払               <ul style="list-style-type: none"> <li>・未支給者の以下の情報を更新できること。</li> <li>-氏名</li> <li>-住所</li> <li>-郵便番号</li> <li>-支払機関コード</li> <li>-支店コード、支店名</li> </ul> </li> <li>・未支給者との続柄を入力できること。</li> <li>・入力した未支給期間、金額をもとに合計額を自動計算し、未支給者に支給できること。</li> </ul> <p>・諸変更間の整合性について開始日・終了日等をもとにしたチェックができること。また、不整合があった場合には警告メッセージを表示できること。</p>	更新
17				変更情報一覧作成	・変更情報入力で処理した内容及び結果について一覧表を作成できること。	参照
18				到達情報	・年齢、期間等が設定した値に到達した場合に自動的に支給停止処理ができること。	更新
19				変更決定決議書作成	・変更情報入力で処理された結果を基に変更決定決議書情報が作成できること。	更新
20			各種帳票出力	各種帳票出力	・諸変更に係る各種帳票が出力できること。	参照

## 情報システム機能構成図(職務上年金)

項番	大分類	中分類	小分類	システム機能	内容	参照、更新
21			併給調整	給付情報照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の情報につき縦覧及び詳細情報の照会ができること。</li> <li>・受給権者情報</li> <li>・年金給付情報</li> <li>・支払機関情報</li> <li>・障害年金記録情報</li> <li>・障害手当金記録情報</li> <li>・遺族年金記録情報</li> <li>・遺族一時金記録情報</li> <li>・休業手当金記録情報</li> </ul>	参照
22		支払	支払額計算	支払額計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金給付情報で保持する支給額を基に支払額を計算する。</li> <li>原則として以下の計算となる。</li> <li>障害年金・遺族年金：支給額×1/6</li> <li>障害手当金・遺族一時金・休業手当金：計算不要</li> </ul>	更新
23				支払額確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害年金計算、障害手当金、遺族年金計算、遺族一時金、休業手当金計算の結果として、支払予定額を確認ができること。</li> <li>支払額一覧を出力できること。</li> </ul>	参照
24			支払決定	支払決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>当月、支払予定の各給付項目について支払内容を照会でき、支払確定情報を年金給付情報に登録できること。</li> <li>初度払通知書、支払通知書を作成できること。</li> </ul>	更新
25				振込依頼データ作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金給付情報の支払確定情報を基に振込依頼データを作成できること。</li> <li>振込依頼データ作成実績を年金給付情報に登録できること。</li> </ul>	更新
26		情報交換	特別徴収	特別徴収事務処理結果入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別徴収事務処理結果の入力及び結果データを出力できること。</li> <li>結果データには以下のような情報を含むこと。</li> <li>・受給権者情報</li> <li>・特別徴収が実施された金額</li> <li>・特別徴収の対象となった年金の支払(予定)日等</li> </ul>	更新